

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 50(オ)684	原審裁判所名	福岡高等裁判所 那覇支部
事件名	土地所有権確認請求、同参加	原審事件番号	昭和 48(ネ)47
裁判年月日	昭和 50 年 12 月 23 日	原審裁判年月日	昭和 50 年 4 月 25 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 116 号 827 頁		

判示事項	登記簿滅失による回復登記申請期間の徒過と所有権取得の対抗力
裁判要旨	甲から所有権を譲り受けてその登記を経由した乙は、登記簿滅失による回復登記申請期間を徒過しても、乙の登記後甲から所有権を譲り受けた丙に対し、自己の所有権取得を対抗できる（昭和三四年七月二四日第二小法廷判決・民集一三卷八号一一九六頁参照）。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人松島朝永の上告理由第一点及び上告代理人照屋寛徳、同古謝剛男の上告理由第一点について 甲から所有権を譲り受けてその登記を経由した乙は、 <u>登記簿滅失による回復登記申請期間を徒過しても、乙の登記後甲から所有権を譲り受けた丙に対し、自己の所有権取得を対抗できることは、当裁判所の判例（昭和三一年（オ）第七四九号同三四年七月二四日第二小法廷判決・民集一三卷八号一一九六頁）とすることであつて、右判例は変更を要しない。</u> したがつて、原判決の確定した事実関係のもとにおいては、被上告人Bが参加人らに対し登記なくして本件土地の所有権を対抗しうるものとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。 同各第二点について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、原判決を正解せず若しくは独自の見解に基づき原判決を論難するものであつて、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 天野武一 裁判官 坂本吉勝 裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己)

※参考：判例時報 805 号 61 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO876 頁